

検討資料⑬

関係WG等の議論を踏まえた 総則の在り方について③

関係WG等での議論を踏まえた総則の在り方について

- 学習指導要領総則は、各教科等に共通する事項や、各教科等に該当しない事項等について示しているが、事柄の性質や専門性に応じて、具体的な在り方を別途関係するWGや有識者会議等において議論しているものがある。
- 当該WGや有識者会議においては、各分野における専門性の高い委員が分属し集中的な議論を行っていることから、それぞれの会議での議論を十分に踏まえつつ、総則の在り方を検討していく必要がある。（項目が多岐にわたるため、本日と次回以降の会議で分割して議論）
- 一方、それぞれのWGの検討成果の全てを子細に総則に盛り込むこととすると、総則の肥大化を招くとともに、実現可能性の観点から課題が生じるおそれもあるため、**総則本体には基本的な趣旨や方針を記載するにとどめ、実践の具体に係る部分は解説や参考資料に回すといった考え方を基本とすべき**ではないか。

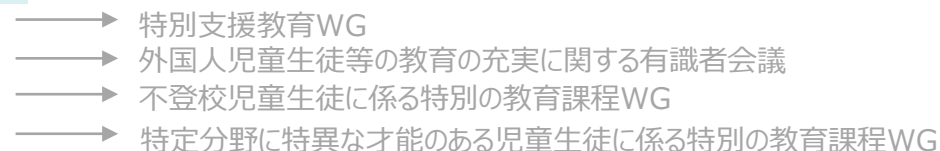
現行第4 1. 児童生徒の発達を支える指導の充実 関係

- 学級経営、児童生徒の発達の支援
- 生徒指導の充実



現行第4 2. 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導 関係

- 障害のある児童生徒などへの指導
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導
- 不登校児童生徒への配慮
- 特異な才能のある児童生徒への指導



現行第2 学校段階等間の接続 関係

- 学校段階等間の接続（特に幼小連携）



現行第4 1. 児童生徒の発達を支える指導の充実 関係

- キャリア教育の充実



現行第6 道徳教育推進上の配慮事項 関係

- 道徳教育推進上の配慮事項



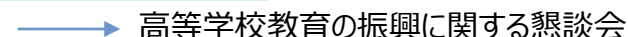
現行第2款 教育課程の編成 関係（高等学校学習指導要領のみ）

- 専門教科・科目の履修



現行第2款 教育課程の編成 関係（高等学校学習指導要領のみ）

- 通信制の課程における教育課程の特例



高等学校教育の在り方に関する懇談会での議論を踏まえた総則の在り方について

【現行】高等学校学習指導要領総則

第2款 教育課程の編成

5 通信制の課程における教育課程の特例

(1) 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間（1単位時間は、50分として計算するものとする。以下同じ。）数の標準は、1単位につき次の表のとおりとする。

各教科・科目	添削指導（回）	面接指導（単位時間）
国語，地理歴史，公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

- (2) 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校が適切に定めるものとする。
- (3) 理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。
- (4) 各学校における面接指導の1回あたりの時間は、各学校において、(1)から(3)までの標準を踏まえ、各教科・科目及び総合的な探究の時間の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態並びに各教科・科目及び総合的な探究の時間の特質を考慮して適切に定めるものとする。
- (5) 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について体系的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数（以下「面接指導等時間数」という。）のうち、10分の6以内の時間数を免除することができる。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。なお、生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、添削指導及び面接指導との関連を図り、第3款の2に示す事項に配慮しながら、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないように十分配慮しなければならない。
- (6) 試験は、各学校において、各教科・科目の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、各教科・科目の履修につき適切な回数を確保した上で、添削指導及び面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならない。
- (7) 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

（高等学校教育の在り方に関する懇談会での議論の状況）

- 別紙参照

（総則の在り方）

- 懇談会での議論を踏まえた総則の見直しの在り方についてどのように考えるか。

1. 基本的な考え方

- 通信制課程は、勤労青年に高校教育の機会を提供することを目的として制度化されたものであるが、通信制高校に在籍する生徒の就業者の割合が大きく減少する一方で、不登校経験を有する生徒など多様な背景を有する生徒が多く在籍し、一層きめ細やかで丁寧な指導・支援が必要となる状況。
- 次期学習指導要領の検討に当たっては、通信制高校に在籍する多様な生徒の特性に十分配慮しつつ、生徒が社会において自立的に生きるために必要な素養を培い、その個性に応じて将来の進路を決定し、豊かな人生を送ることができるようにする観点から見直しが必要。
- また、併せて、現在の情報通信技術の進展を踏まえ、これらの技術を活用した通信制課程における教育の内容及び方法の改善についても検討が必要。

通信制高校を取り巻く状況

- ・ 勤労青年だけでなく、不登校経験を有する生徒や特別な支援を必要とする生徒など、**多様な背景を有する生徒**が多く在籍。
- ・ 個性に応じて多様な可能性を伸ばす「**多様性への対応**」を図りつつ、自立した学習者として社会で生きていくために広く必要となる資質・能力を身につけられるよう「**共通性の確保**」が必要。
- ・ 通信制課程における教育内容・方法についても、現在の**情報通信技術の進展を踏まえたアップデート**が必要。



依然として、**不適切な学校運営や教育活動**が指摘される通信制高校も一部に存在。

通信制課程の教育課程の見直し

- ・ 通信制課程の**学習過程と評価の明確化・可視化**
- ・ 「**総合的な探究の時間**」「**特別活動**」の**充実**により、他者との協働や人間関係形成を重視
- ・ **オンラインやデジタルの強みを生かした指導の工夫**
- ・ **多様なメディアを利用した指導の見直し** など



教育の質を確保・向上するその他の取組

- ・ 各学校による**通信教育実施計画の作成・公表の徹底**による学習過程の可視化
- ・ 国や所轄庁による**通信制高校への点検調査の実施**

通信制高校の教育の質の確保・向上

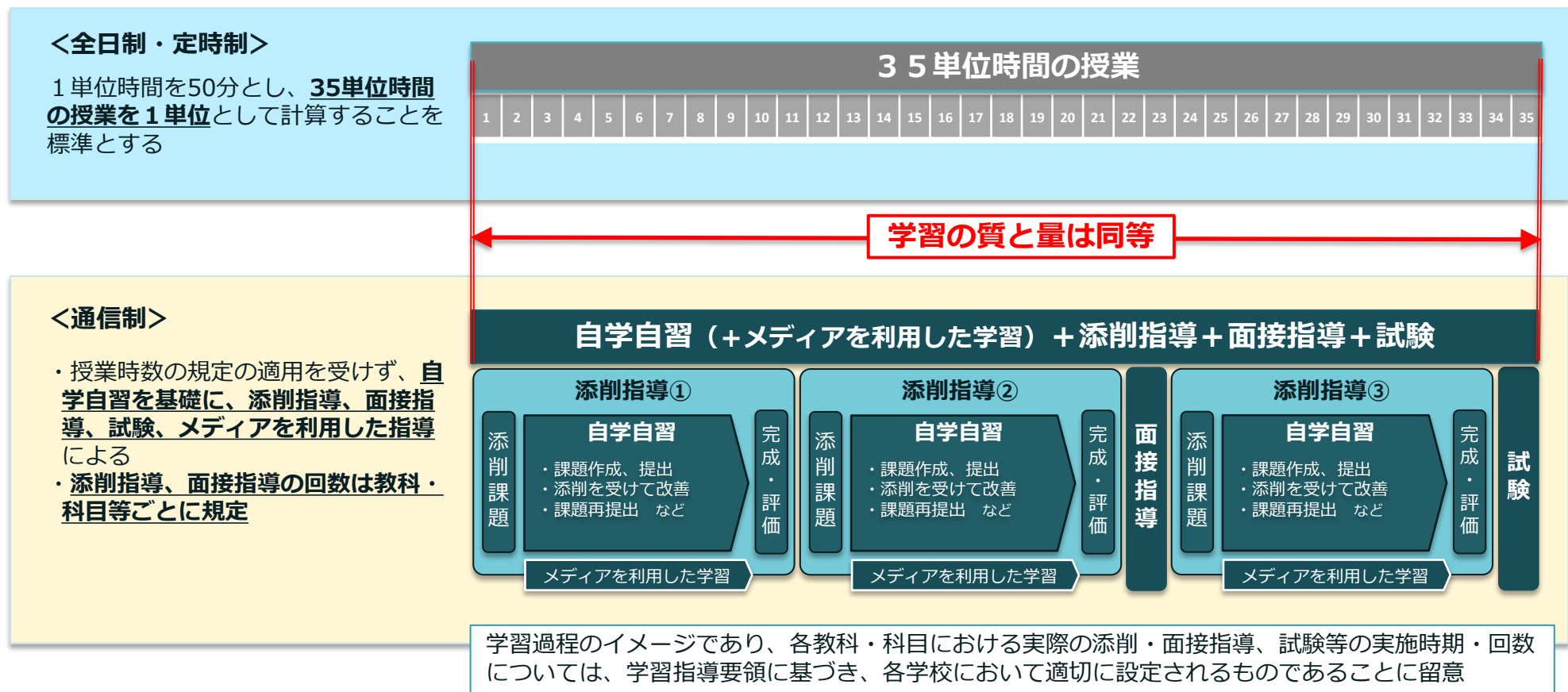
各論点案についての検討の方向性（案）

2. 通信制課程における学習の質と量について

（通信制課程における学習）

- 通信制課程における教育は、添削指導や面接指導などにより行われるが、全日制・定時制課程と同等の学習が求められることを踏まえれば、通信制課程における1単位分の「自学自習」「添削指導」「面接指導」等による学習は、35単位時間の授業等に相当する十分な質と量を確保する必要がある。
- 他方、これまで文部科学省と所轄庁が共同で実施した広域通信制高校を対象とした点検調査では、一部に学習指導要領で定める面接指導の回数が不足していたり、内容が高等学校教育としてふさわしくないものだったりするなど、不適切な教育活動の事例も明らかになっている。

【全日制・定時制と通信制における単位あたりの学習イメージ（国語の指導回数等での例）】



各論点案についての検討の方向性（案）

（通信制課程の学習過程と評価の明確化・可視化）

- 通信制課程では生徒の日常的な学習が学校外で行われることが多く、全日制・定時制課程における授業のように対面で生徒の個々の学習の状況を把握し、指導する機会は限られており、「添削指導」「面接指導」「試験」を効果的に実施しながら、生徒の学習状況を把握し、その成果を適切に評価することが重要となる。
- これらの通信制課程ならでの学習過程について全日制・定時制課程との関係を整理するとともに、各学校が実施する教育内容をわかりやすい形で可視化できるよう、以下のような対応を進めてはどうか。

① 学習指導要領に関連した対応

- 通信制課程の学習量は全日制・定時制の課程の学習量に相当するものであることを学習指導要領上も明確に示してはどうか。

（例えば、現行学習指導要領における1単位の認定に当たっては、35単位時間の授業に相当する「自学自習」「添削指導」「面接指導」等による学習が必要であることなど）

② 通信教育実施計画に関連した対応

- 評価を適切に実施するために必要となる基準等については、各学校において定める「通信教育実施計画」（※）に記載し、あらかじめ生徒に明示することとされているものの、同計画の作成状況や、記載されている内容は学校ごとに異なっており、基準としての具体性に欠けるものも少なくない。

※ 通信教育実施計画

通信制の課程を置く高等学校の校長は、①「科目等の名称及び目標」、②「通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画」、③「学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たっての基準」を記載した計画（通信教育実施計画）を作成し、生徒に対してあらかじめ明示することとされている。（高等学校通信教育規程第4条の3）

- 通信制課程における学習の質と量を確保し、また、生徒が見通しを持って学習に取り組めるようにする観点からも、通信教育実施計画におけるこれらの学習評価や単位認定の基準等がより具体的な記載となるよう文部科学省において記載方法や学習の量的な目安についての考え方を示すとともに、各学校において同計画を適切に公表するよう徹底すべきではないか。
- あわせて、学習量だけでなく、各教科・科目等において育成することを目指す資質・能力に応じた適切な学習課題の設定や、評価の仕組みなど、学習の質の向上についても、引き続き検討が必要ではないか。

各論点案についての検討の方向性（案）

3. 添削指導・面接指導について

（添削指導、面接指導の回数等）

- 添削指導、面接指導は通信制課程における教育の基幹的な部分であり、教科・科目等ごとに必要な回数等は学習指導要領において定められている。現在、中央教育審議会において次期学習指導要領に向けた議論が進められており、学習指導要領の構造化や必要に応じた学習内容の精選、教科書の分量の精選を図る方向性が示されている。
- これらを踏まえれば、現行学習指導要領で定める添削指導、面接指導の回数等を一律に変更・拡充するのではなく、指導に必要な回数が担保されるよう取り扱いを明確に示すことが適当ではないか。
具体的には、学習指導要領で示される回数や時間数はあくまで最低限確保されるべき基準であり、各学校において、学習活動に応じて適切な回数・時間数を定める必要があることや、添削指導や面接指導において生徒の学習状況に応じた適切な指導を行う必要がある旨を学習指導要領解説においてわかりやすく示す必要があるのではないか。
- また、通信制課程における総合的な探究の時間や特別活動を充実させる観点から以下の通り検討してはどうか。

① 総合的な探究の時間

- 総合的な探究の時間では、多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする学習活動を重視しており、通信制課程における面接指導においても減免することを認めていない。
加えて、「総合的な探究の時間」は、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などを取り入れながら、創意工夫を生かして特色ある教育活動を行うものであり、各校における指導においても、これらの特性を踏まえた上で、適切な添削指導、面接指導を設定する必要があるため、通信制課程においても指導を充実させるべきとの指摘もある。
- このため、総合的な探究の時間の指導を充実させる観点から、添削指導、面接指導の回数等を倍増させる方向で検討し、例えば1新単位※当たり添削指導1回以上、面接指導1コマ以上と整理してはどうか。（現行1単位当たり添削指導2回、面接指導2コマに相当）
※ 現行1単位を2新単位に細分化し、17コマの授業をで1新単位とする議論が中教審総則・評価部会においてなされている。（→詳細は10ページ「単位制の柔軟化との関係」）

② 特別活動

- 通信制課程における特別活動については、卒業までに必要とされる時間数が全日制・定時制に比べて3分の1程度とされており、学校行事を含めると、十分なホームルーム活動の時間が確保されない可能性がある。
特に、通信制高校に在籍する生徒像が変容し、多様な背景を有する生徒の占める割合が多い現状を踏まえれば、学校において生徒が人間関係を築きながら社会性を育み、自分の良さや可能性を認識し、多様な人々と協働する機会を充実させることが特に重要であり、特別活動などにおける対面での指導や、生徒同士の交流が大きな役割を果たすものと考えられる。
- 通信制課程における特別活動が果たしている役割を改めて確認し、生徒の実情に応じた充実を図る必要があるのではないか。このため、例えば、特別活動について、ホームルーム活動を中心に指導を充実させることとし、現在は認められているメディア利用による面接指導の減免措置について、今後は対象とはしないこととした上で、面接指導の時間数のうち、10分の6以内の時間数については同時双方向のオンラインによる指導で「代替」できるようにしてはどうか。（→詳細は8ページ：「4. メディア利用による面接指導の減免措置について」）

各論点案についての検討の方向性（案）

（情報通信技術の進展を踏まえた指導）

- 添削指導、面接指導については、学習指導要領解説において、その趣旨や留意事項等を示しているところであるが、現在の情報通信技術の進展の状況等も踏まえて、以下のとおり内容の見直しを検討すべきではないか。
 - ① 添削指導について、添削課題の提出とフィードバックが適時のタイミングで行えるオンラインシステムを活用することにより、課題に取り組む生徒を継続的に支援し学習効果を高めたり、生徒のつまづきをリアルタイムのオンライン指導でフォローアップすることにより学習の定着度を高めたりするなど多様な形態の指導も考えられ、こうしたオンラインやデジタルの強みを生かした工夫について、学習指導要領解説に記載してはどうか。
 - ② 面接指導について、年間指導計画に基づき、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒の持つ学習上の課題について十分考慮し、その後の自宅学習への示唆を与える重要な機会であり、個別指導を重視して一人一人の生徒の実態を十分に把握して行うものであることを踏まえ、対面で実施することを基本としている。こうした対面での指導は十分に確保した上で、同時双方向のオンラインによる指導の可能性等についても検討する必要があるのではないか。

4. メディア利用による面接指導の減免措置について

- ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合、各教科・科目の面接指導等の時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除することができ、また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の8以内の時間数を免除することができる。（いわゆる「メディア減免」）
- メディア減免は、メディアを利用して行う学習を計画的、継続的に取り入れ、生徒が視聴し、報告課題の作成等により、十分な成果が認められる場合に限られるものであり、利用するメディアは高等学校教育としてふさわしいものを選択する必要がある。また、面接指導は、対面による指導の時間が限られる通信制課程において、生徒が教員から直接指導を受けたり、他の生徒と議論や協力をしながら学習に取り組んだり、実験・実習等を行ったりする機会であり、大変重要な役割を果たしている。安易かつ一律にメディア減免を行うことにより本来行われるべき学習の質と量を低下させることがないように十分に留意する必要がある。
- また、10分の8以内の時間数を免除することができるのは「特に必要がある場合」であることについて、この規定を適用することができる要件を一層厳格にすべきとの指摘もある。
- こらを踏まえ、メディア減免について、以下のとおり見直しを検討すべきではないか。

① メディア減免についての要件の明確化

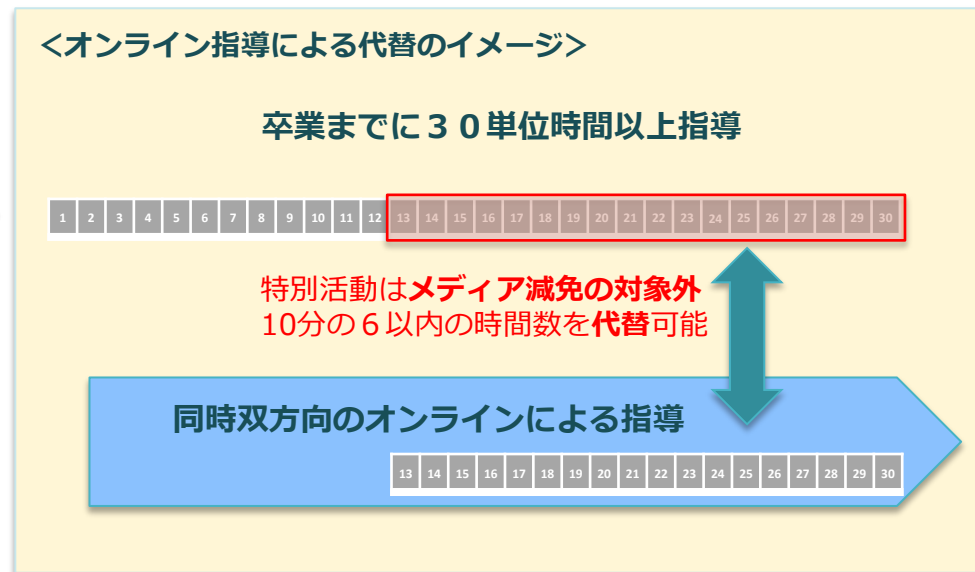
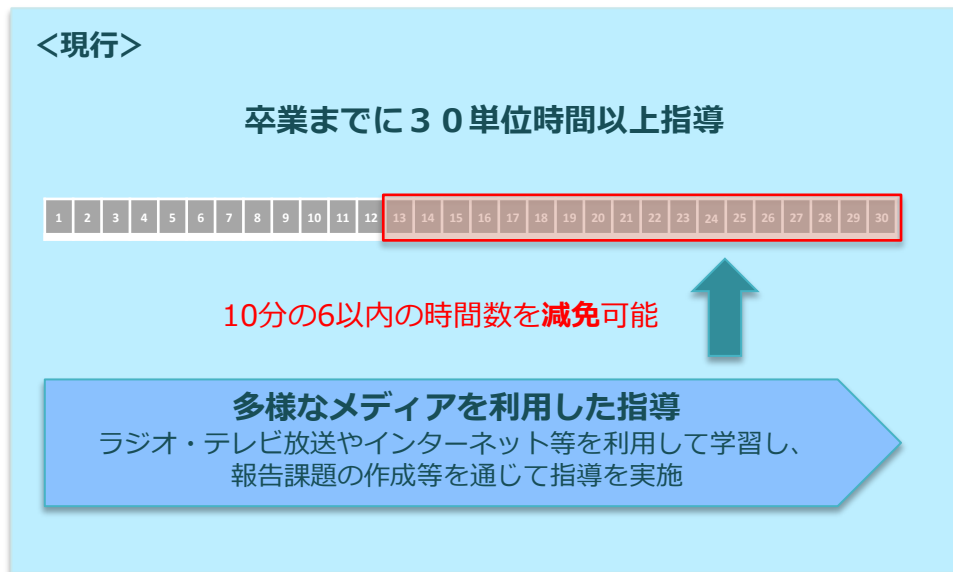
- このため、各学校においてメディア減免を行う場合には、例えば、「通信教育実施計画」にその内容（面接指導・添削指導の計画、使用する教材、視聴するメディア、視聴課題、減免する割合、評価基準等）を明示して公表することを求めてはどうか。
- また、各教科・科目の面接指導の時間数を10分の8以内の時間数免除することについて、例えば、学校が生徒の個別の状況に応じて「個別の通信教育実施計画（仮）」を作成する場合に限定することも検討する必要があるのではないか。

各論点案についての検討の方向性（案）

② 特別活動のメディア減免について

- 「特別活動」については、生徒が人間関係を築きながら社会性を身につけるために他者との相互作用的なコミュニケーションが重要であることから、「総合的な探究の時間」と同様に、現在は認められているメディア利用による面接指導の減免措置について、今後は対象とはしないこととした上で、面接指導の時間数のうち、10分の6以内の時間数については同時双方向のオンラインによる指導で「代替」できるようにしてはどうか。（再掲）
- なお、多様な生徒の実態に配慮する必要があることから、「特に必要がある場合」に10分の8以内の時間数を免除することができる規定については引き続き特別活動についても適用することとしてはどうか。

【特別活動におけるメディアの利用について】



各論点案についての検討の方向性（案）

5. 単位制の柔軟化との関係

- 中央教育審議会の教育課程部会総則・評価特別部会において、1単位を細分化（卒業に必要な単位は74単位から148単位）し、50分×17コマの授業をもって1単位とすることを標準とする案が示されたことを踏まえ、通信制課程における添削指導の回数、面接指導の単位時間について、新単位における考え方を整理する必要がある。

※以後便宜的に、現行の単位計算によるものを○単位、細分化された新たな単位計算によるものを○新単位と記載。

（新単位1単位当たりの添削指導、面接指導について）

- 多くの学校においては2新単位ごとに単位を認定することが想定され、この場合の回数・時間数は現行と同様と考えられる。
- その上で、減単や増単などにより、計算上、「1新単位」当たりの添削指導・面接指導の回数・時間数に「0.5」や「1.5」など端数が生じる場合については、必要な指導を行う観点から、基本的に切り上げる考え方とすべきではないか。
- 一方、面接指導については、25分単位での増減も計算上は可能であり、各学校が増単・減単する場合に、指導の効果上、支障がないと認められる場合には25分単位で増減することも想定される。
- なお、上記の考え方により、1新単位ごとの柔軟な単位認定が可能となるが、高等学校のすべての生徒に履修させる必修教科・科目については、高等学校の「共通性の確保」の観点から、仮に減単した場合でも、本来の単位に必要な添削指導、面接指導の回数・時間数を確保する必要があるのではないかと。

【上記の考え方による添削指導の回数、面接指導のコマ数の例】

